

## 長崎県「九州ふっこう割」事業補助金交付要綱（第2期）

### （趣旨）

第1条 一般社団法人長崎県観光連盟会長（以下「会長」という。）は、平成28年熊本地震により落ち込んだ旅行需要の早期回復を図るため、国が交付する九州観光支援交付金（以下「交付金」という。）を活用し、長崎県内に宿泊を行う旅行商品等を造成・販売する旅行会社に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する事業（以下「ふっこう割事業」という。）を実施することとし、その補助金については、本要綱の定めるところによる。

### （交付の対象事業及び補助率（補助金額））

第2条 ふっこう割事業の対象となる事業は、旅行会社が企画する（募集型企画・受注型企画）旅行商品のうち、長崎県内への宿泊を伴うものとする。ただし、募集型企画旅行については、日帰りで長崎県内を主たる目的地と旅行も対象とする。

2 補助金の交付の対象となる旅行会社（以下、「補助事業者」という。）は、ふっこう割事業の対象となる旅行商品の販売に際しては、ふっこう割事業であることを明らかにするために当事業専用のロゴ及びキャッチコピーを使用するとともに、助成を受けた後の販売価格を明示し、国から受ける助成金額を明記すること。

3 補助事業者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき旅行業の登録を受けたもので日本国内の事業所（本社、地区営業部、支社、支店、営業所）のほか、海外に拠点を置き九州への送客を行う旅行会社とする。ただし、同一会社については取りまとめて申請することとする。

4 ふっこう割の対象となる旅行は、原則として、平成28年10月1日から12月28日の期間に宿泊するものとする。

5 補助事業者は別表1の範囲内で旅行代金から割引額を差し引いて販売するものとし、補助金額は割引額に販売促進費（プロモーション経費）を加算した額とする。販売促進費については、割引上限額の10パーセントを上限とするが、実績額と割引上限額の10パーセントを上限とした額を比較し、いずれか低い額を支払うものとする。

6 第1項に規定する旅行商品の中で、次の各号のいずれかに該当するものは、対象事業から除く。

- (1) 長崎県が事業参加者の宿泊費等の直接経費の全部又は一部を負担して実施するもの  
例：招待旅行、研修旅行など
- (2) 長崎県が他の団体に業務を委託して前号と同様に実施するもの
- (3) 既に自治体からの助成等を受けて販売しているもの
- (4) 旅行催行の実現性が低いと判断されるもの
- (5) 観光的要素が低いと判断されるもの
- (6) その他、会長が不相当と認めるもの

7 補助額の認定に当たっては、次の各テーマに沿った商品を優先採択する。

- (1) 県内の滞在を最大限確保し、県内周遊を促進する内容であること
- (2) 観光（入場・拝観等）、昼食、体験を組み込んでいること
- (3) 県内各地の魅力が旅行者に適切に伝わる内容であること
- (4) 県内各地の宿泊施設を少しでも多く設定していること

(申請手続き)

第3条 補助事業者は、別途、会長が示す期日までに、次の書類を提出するものとする。

(1) 募集型企画旅行

提出書類：①申請書（様式第1号）

②実施計画書（様式第2号）（電子データも併せて提出すること）

③行程表やパンフレット等内容が分かる書類

(2) 受注型企画旅行

提出書類：①申請書（様式第9号）

②実施計画書（様式第10号）（電子データも併せて提出すること）

③行程表

④見積書

(交付決定額の通知)

第4条 会長は、申請内容等を審査の上、補助の可否及び補助限度額を決定し、補助事業者に交付決定額を通知する。（募集型：様式第3号、受注型：様式第11号）

(交付決定額の変更)

第5条 交付決定額通知後に、補助事業者が実施計画の変更をしようとする場合は、変更申請書（募集型：様式第4号、受注型：様式第12号）を会長に提出し審査を受けるものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 会長は、補助事業者への交付決定額通知後、実施計画の達成が困難と判断される場合は、交付決定額を変更することができる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金交付申請書は、様式第5号（募集型）又は様式第13号（受注型）のとおりとする。

2 補助金の交付を申請しようとする補助事業者は、対象事業の完了後、又は毎月事業実施後、翌月15日までに、下記の書類を全て添付し会長へ提出しなければならない。

(1) 募集型企画旅行

提出書類：①実績報告書（様式第6号）

②宿泊及び旅行実績が証明できる書類（宿泊証明書又は旅行特別補償保険に関する書類等）

③その他会長が必要と認めるもの

(2) 受注型企画旅行

提出書類：①実績報告書（様式第14号）

②契約書面（申込書、引受書、旅行条件書）

③宿泊及び旅行実績が証明できる書類（宿泊証明書）

④その他会長が必要と認めるもの

3 会長は、補助事業者から前条による助成金の請求があった場合は、当該補助事業者の実施計画と照合し、請求内容を確認しなければならない。

4 会長は、前項に規定する確認を行った結果、適正と認めた場合は、交付額の確定通知を行うものとする。(募集型：様式第7号、受注型：様式第15号)

(補助金の請求)

第7条 補助事業者は、前条の通知により、様式第8号(募集型)又は様式第16号(受注型)に規定する請求書を提出するものとする。

2 第1項の請求書に記載する金額は、補助金交付確定通知書の実額額のとおりとし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付)

第8条 会長は適正な請求書を受領した日から、30日以内に補助事業者に補助金を支払うものとする。

(補助金の交付条件)

第9条 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 本要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業者は、補助事業の経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

(3) 補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

(4) 旅行商品の販売に際しては、取引先等の関係者へ優先販売することを禁止する。

(5) 補助金の交付の対象となる補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(イ) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(6) 補助事業者は、前項の(イ)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(状況報告及び調査)

第10条 会長は必要に応じて補助事業者から対象事業について報告を求め、又は調査することができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第 11 条 会長は、補助事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助金を交付した後においても適用する。

(補助金の返還)

第 12 条 会長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、対象事業の当該取消しに係る部分に関し、その返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた補助事業者は、会長が指定する期日までに、遅滞なく補助金を返還しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 28 年 8 月 22 日から施行する。

別表 1

## &lt; 募集型企画旅行 &gt;

対象事業	販売価格帯（消費税込）	補助金上限額	販売促進費
日帰り型旅行	2,000 円～4,999 円	500 円	割引額実績 の 10%を 上限
	5,000 円～6,999 円	2,000 円	
	7,000 円～9,999 円	2,500 円	
	10,000 円以上	4,000 円	
宿泊単品旅行	6,000 円～9,999 円	2,000 円	
	10,000 円～19,999 円	4,000 円	
	20,000 円以上	8,000 円	
交通付き宿泊旅行 （長崎県宿泊） 2 県 2 泊以上の周遊 型旅行商品を除く	10,000 円～19,999 円	4,000 円	
	20,000 円～29,999 円	8,000 円	
	30,000 円～49,999 円	12,000 円	
	50,000 円以上	15,000 円	
交通付き宿泊旅行 （複数県宿泊） 2 県 2 泊以上の周遊 型旅行商品	30,000 円～39,999 円	6,000 円	
	40,000 円～49,999 円	8,000 円	
	50,000 円以上	10,000 円	

## &lt; 受注型企画旅行 &gt;

対象事業	販売価格帯（消費税込）	補助金上限額	販売促進費
交通付き宿泊旅行 （単県宿泊 又は 複数県宿泊）	10,000 円以上	4,000 円	支給しない

## ★スケジュール（申請～補助金交付の流れ）

### 第2期＜10～12月＞

	内 容	時 期		旅行会社		長崎県観光連盟
		募集型	受注型			
1	商品認定申請	8月26日（金）〆切	11/15（火）〆切	提出 （旅行商品・目標人数など）	⇒	
2	商品認定 （交付決定）	9月2日（金）頃を予定	申請書受理後、随時		⇐	審査・商品認定 （目標人数・金額の設定）
3	商品販売開始	9月9日（金）以降	交付決定後、随時	進捗状況の報告	⇔	進捗状況の確認
4	補助金交付申請	月末締め・翌月15日提出〆切 （10月分⇔11月15日〆切）		交付申請書の提出 （宿泊証明書等を添付）	⇒	
5	交付決定額の確定	交付申請後、概ね1か月以内			⇐	審査・交付決定額の通知
6	請求書提出	交付確定通知受領後、速やかに		請求書提出	⇒	
7	補助金交付 （振込）	請求書受領後、30日以内			⇐	補助金の交付（振込）

※受注型企画旅行については、随時受付しますが、予算上限に達し次第、終了します。